

第85回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 **フジ・メディア・ホールディングス**

証券コード：4676

開催
日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社フジ・メディア・ホールディングス
フジテレビ本社ビル
オフィスタワー22階フォーラム

議決権を事前行使いただける場合

書面またはインターネット等により議決権を
行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権
行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時30分まで

本株主総会におきまして、お土産のご用意
および軽食のご提供はございません。

株主の皆様へ

東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社 **フジ・メディア・ホールディングス**
代表取締役社長 **清水 賢治**

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第85回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.fujimediahd.co.jp/ir/s_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1.日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始：午前9時)

2.場 所 東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社フジ・メディア・ホールディングス
フジテレビ本社ビル オフィスタワー22階フォーラム

3.目的事項

報告事項

- 1.第85期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第85期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4.議決権行使について

後記「議決権行使方法のご案内」に記載のとおりです。

以 上

お知らせ

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類をご送付しております。
- 書面交付請求された株主様にご送付している書面には、法令および定款第16条に基づき下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した書類の一部です。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 災害やその他感染症等の不測の事態の発生により本総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

インターネット等によるご行使

行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(詳細は5ページをご覧ください)

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を桜の植樹活動等に役立てます。

当社では、東日本大震災の地震や津波、放射能の影響を受けた福島でスタートした「ふくしま浜街道・桜プロジェクト」や、自然環境の保全・再生を目的とした「ディノスの森」植樹活動など、次世代へつなげる環境・地域支援活動の趣旨に賛同し、継続的に参加・支援を行っています。

議決権行使の際に「スマート行使」をご利用いただいた場合、削減された郵送費用の一部をこれらの活動に役立てます。

ぜひ、スマート行使へのご協力をお願いいたします。



郵送によるご行使

行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお書面にて行使いただく場合、通常の郵便より到着に時間を要します。できるだけお早めにご投函ください。

当日ご出席の場合

株主総会日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時開催(受付開始：午前9時)

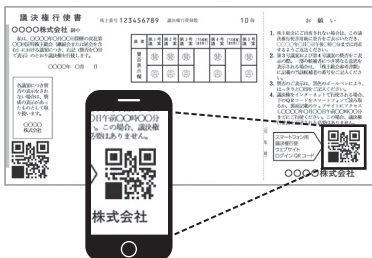
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日の議事進行は日本語で行います。当社では通訳を用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

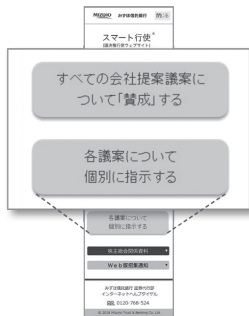
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

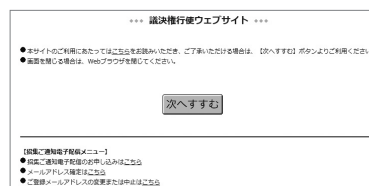
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

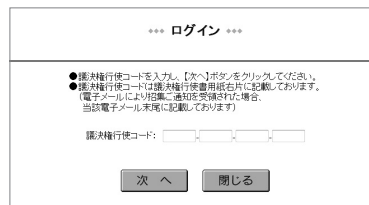
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使サイト：
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

- 2 ログインする



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

- 1 「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

- ① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- ② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部(下記)**までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (受付時間 午前9時～午後9時)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (受付時間 平日午前9時～午後5時)

当社グループは、ROE目標の達成と持続的成長の実現に向けた具体的成長戦略として、本年5月に「Group Vision 2026-2030 Ver.1.0」を公表しました。

※都市開発・観光事業における外部資本導入の確定後に、キャピタルアロケーションや数値目標をアップデートしたVer.2.0を改めて公表予定

【当社グループの目指す姿】

Group Visionでは、当社グループ全体の経営ビジョンとして、「好きでつながる明日をともに」を掲げました。お客様のコンテンツへの興味や共感から生まれる「好き」を起点に、人と人々が安心してつながる未来を生み出すことを目指してまいります。

“好きでつながる明日をともに”

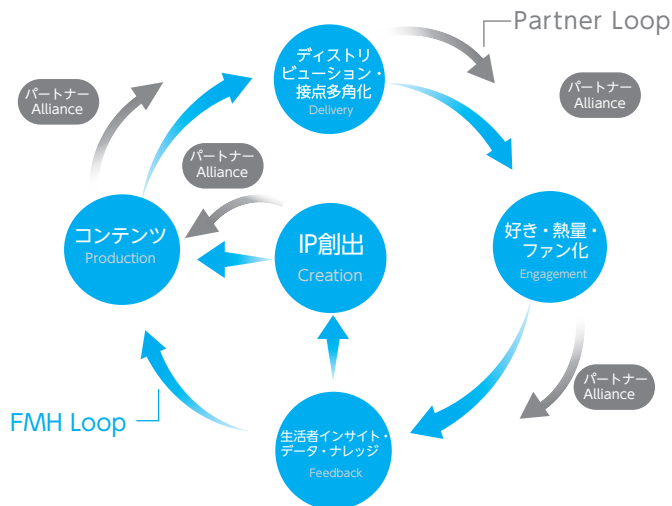
私たちはコンテンツへの興味や共感から生まれる「好き」を起点に、
人と人々が安心してつながる未来を生み出していきます

当社が新たに目指す事業構造は、従来の放送中心・放送起点のビジネスモデルから転換し、IP・コンテンツを起点として、創出から育成、多角展開、収益獲得に至るバリューチェーンの各領域の機能をグループ内で完結できる「一気通貫モデル」として備えることにより、IP価値の最大化を実現することにあります。各IPで生活者との接点を増やすことが「好き」の熱量を高め、生活者・ユーザーの皆様からのフィードバックを新たなIP創出につなげる「価値創出ループ」の確立を目指します。

成長が次の成長を生み出す 「FMH価値創出ループ」

一気通貫モデルのループが
IPに対する生活者の「好き」の熱量を高め、
IPの価値を向上させる

IPを育てる土壌としてのブランド価値が
外部IPやパートナーとの連携を加速させる



【成長戦略の推進】

川上の①IPの開発・獲得領域では、オリジナルIPの創出・獲得を推進し、有力IPホルダーとの連携も一層深化させていきます。

川中の②制作・ディストリビューション領域では、コンテンツ制作体制および人材の増強を通じコンテンツ商品力を高めるなど、多様な市場での収益獲得を可能とする体制を整備します。コンテンツ育成・拡張の核となる地上波放送は、有力な収益チャンネルの一つとしてシェア拡大を目指すとともに、制作プロセスの強化・効率化を通じて利益創出力の底上げを図ります。

川下の③多角展開領域では、成長期待の高いグッズ製造・販売事業やライブエンタテインメント・ファンダム関連事業などへ事業領域を拡張するとともに、グローバル展開を加速します。これらの取り組みにより、川上から川下まで一気通貫で束ねる機能を持つことで競争優位を確立し、クリエイターやパートナーの皆様から選ばれる独自のポジションを実現します。



成長戦略の推進に向けて、2030年度までに総額1,500億円規模の成長投資を実行する方針です。これにより2030年度には2025年度比で営業利益をテレビ放送の収益改善を含め660億円程度伸長させるとともに、ROEについても2030年度に6%、2033年度に8%の達成を目指します。

【成長戦略実現に向けた実行体制】

㈱フジテレビジョンは今後、当社グループのコンテンツビジネスを統括する中核会社としての役割を明確化する観点から、事業領域ごとに統括責任者を配置し、グループ連携と機能の集約・増強を図り市場競争力を強めます。同時に、保有する放送用設備等の放送インフラセットを当社へ移管し、当社はグループ会社の設備投資や保守・運用の集約をするなど、グループのハードアセットの最適化・活用を推進してまいります。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、認定放送持株会社体制のもと、企業価値の向上に向け積極的にグループ事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主に配分することを基本方針としております。

当社は、「改革アクションプラン」に基づき、特殊要因を除き連結配当性向50%を目途とするとともに、1株当たりの年間配当の下限を50円に設定し、利益向上と継続的な自己株式取得により1株当たり配当額の増加を目指すこととしております。そのうえで、メディア・コンテンツ事業における広告収入が着実に回復しつつあるなど業績の回復が進んでいることに加え、都市開発・観光事業への外部資本の導入を通じて当社グループ全体として財務余力が生じると見込まれることから、ROE目標の早期達成に向けて、2026年2月5日に上限2,350億円の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を実施するとともに、1株当たり配当金について大幅に拡充し、当面は自己資本を一定程度に抑制していく方針といたしました。当期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類 金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 100円
総 額 14,538,684,900円
(中間配当金 25円を含め、年間配当金は1株につき 125円)

3 剰余金の配当が効力を生ずる日 2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。また取締役1名は2025年11月7日に辞任しました。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	清水賢治（しみず けんじ）	代表取締役社長	19/19 回
2	再任	柳敦史（やなぎ あつし）	取締役	14/14 回
3	再任	社外 独立役員 稲田雅彦（いなだ まさひこ）	取締役	14/14 回
4	新任	檜原麻希（ひわら まき）	-	-
5	新任	武内賢（たけうち まさる）	-	-
6	新任	社外 独立役員 菅野嘉則（すがの よしのり）	-	-
7	新任	社外 独立役員 齊藤三希子（さいとう みきこ）	-	-

(注)柳敦史氏および稲田雅彦氏の出席回数は、2025年6月25日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者
番号

1

し みず けん じ
清 水 賢 治

再任

生年月日

1961年1月3日

所有する当社の株式数

27,574株

略歴および当社における地位・担当

1983年4月 当社入社
 2012年6月 ㈱フジテレビジョン総合メディア開発メディア推進局長
 2013年6月 同社総合開発局長
 2014年6月 同社執行役員総合開発局長
 2017年7月 当社執行役員常務
 ㈱フジテレビジョン執行役員常務経営企画局長
 2019年6月 当社取締役
 ㈱フジテレビジョン取締役
 2021年6月 当社常務取締役
 ㈱フジテレビジョン常務取締役
 2022年6月 当社専務取締役
 2025年1月 ㈱フジテレビジョン代表取締役社長(現任)
 3月 同社社長執行役員(現任)
 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況

㈱フジテレビジョン代表取締役社長 ㈱テレビ西日本取締役
 ㈱産業経済新聞社取締役 ㈱WOWOW取締役
 関西テレビ放送㈱取締役 東映アニメーション㈱取締役
 東海テレビ放送㈱取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社および子会社㈱フジテレビジョンの代表取締役社長 社長執行役員として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

また、過去に㈱フジテレビジョンの編成・映画部門で「ドラゴンボール」「ちびまる子ちゃん」「ワンピース」などの代表作を手掛け、コンテンツビジネスを強力に推進したほか、当社においても経営企画・広報IRを担当し、経営戦略の立案等に貢献しました。

当社グループの再生・改革プロジェクトの陣頭指揮を執り、人権尊重・コンプライアンスの推進やガバナンス強化を継続的に進めるとともに、本年5月に開示したグループビジョンの策定に際して自ら舵を取り強力なリーダーシップを発揮しました。今後、同ビジョンの実現に向けてグループ全体の経営を強力に牽引していくためには、同氏のメディア経営に関する豊富な知見と実行力が必要不可欠であり、さらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 清水賢治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。清水賢治氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者
番号

2

やなぎ

柳

再任

生年月日

1971年3月29日

所有する当社の株式数

3,743株

あつし
敦史

略歴および当社における地位・担当

1993年4月 東燃(株)入社
2000年10月 プライスウォーターハウスクーパース税務事務所入所
2008年4月 当社入社
2017年7月 (株)フジテレビジョン 経理部長
2022年6月 同社 経理局長
2024年6月 当社 経理局長
2025年3月 (株)フジテレビジョン 執行役員 経理局長
6月 当社 取締役 執行役員 経理担当(現任)
(株)フジテレビジョン 執行役員(現任)

【取締役候補者とした理由】

現在、当社の取締役、執行役員および(株)フジテレビジョンの執行役員として経理を担当し、適切な役割を果たしています。同氏は、会計・財務・税務分野における専門的知識と当社および(株)フジテレビジョン経理部門をはじめとした豊富な業務経験を有しています。

昨年の(株)フジテレビジョンにおける事案の発生後、財務的視点から経営の透明性、社内コンプライアンス体制の強化に積極的に取り組み、意見・提言等を行い、社内改革・コンプライアンス意識の向上に努めています。

経理・財務分野、資金調達管理・運用に関する豊富な経験とコンプライアンスの知見から、当社のビジネスの成長および資本収益性の向上とともに、当社のガバナンスの充実と健全な経営基盤の確立へのさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 柳敦史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。柳敦史氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者
番号

3

いな だ まさ ひこ
稲 田 雅 彦

再任 社外 独立役員

生年月日

1982年11月18日

所有する当社の株式数

93株

略歴および当社における地位

2009年4月 ㈱博報堂入社
2013年6月 ㈱カブク設立 代表取締役
2018年11月 同社取締役会長
2019年7月 DNX Ventures Investment Vice President
2020年11月 エミウム㈱代表取締役(現任)
2025年3月 ㈱フジテレビジョン取締役(現任)
6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

エミウム㈱代表取締役
㈱フジテレビジョン取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

東京大学大学院において人工知能 (AI) を研究後、大手広告会社でデジタルメディア、AI・ビッグデータ事業の立ち上げに従事。その後、2013年に製造業のデジタル化・AI化を推進する㈱カブクを創業し、大手メーカーへのM&Aを通じて事業拡大を実現、同社の売却に成功しました。その後シリコンバレーおよび東京を拠点とするベンチャーキャピタルDNX Venturesにおいて、AI・IoT等を中心としたスタートアップ投資に従事、2020年にはエミウム㈱を設立し、歯科医療分野向けのDX・AIソリューション事業を手掛けています。

このように同氏はデジタル・AI分野における高い専門性に加え、起業、M&A、投資を通じて培った企業経営、財務・会計、グローバル領域に関する豊富な知見を有しております。その豊富な知見・経験等を当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 稲田雅彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
3. 稲田雅彦氏は社外取締役候補者です。
4. 稲田雅彦氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。同氏は、当社の特定関係事業者である㈱フジテレビジョンの取締役です。
5. 当社は、稲田雅彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。稲田雅彦氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、稲田雅彦氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
8. 稲田雅彦氏が当社社外取締役在任中に、当社の当時の取締役が事実と異なる経費精算を行っていたことが明らかになりました。社外取締役であった同氏は同事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろからコンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの観点から注意を喚起しておりました。また、発覚後においては、取締役会等で対応策および再発防止策の検討ならびに内部統制の実施状況の監視等を行いました。

ひ 　 わら 　 ま 　 き
檜 原 麻 希

新任

生年月日

1961年9月7日

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位

1985年4月 ㈱ニッポン放送入社
2009年5月 同社デジタル事業局長
2011年6月 同社編成局長
2015年6月 同社取締役編成局長
2016年6月 同社取締役 営業担当
2018年6月 同社常務取締役
2019年6月 同社代表取締役社長(現任)
2024年6月 ㈱ポニーキャニオン取締役(現任)

重要な兼職の状況

㈱ニッポン放送代表取締役社長
㈱ポニーキャニオン取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、子会社である㈱ニッポン放送の代表取締役社長として、ラジオ業界初の女性社長として強いリーダーシップを発揮しております。同社においてデジタル事業局長や編成局長を歴任し、インターネットラジオ「radiko」の普及や「オールナイトニッポン」のブランド再構築、デジタル領域での新規コンテンツ立ち上げを成功させた豊富な経験を有しています。また、民放連副会長等の公職を通じて放送業界全体の価値向上に尽力し、社会貢献活動「ラジオ・チャリティ・ミュージックソン」などの長年の取り組みが高く評価され、第71回前島密賞を受賞いたしました。これらのメディア経営における卓越した知見と、コンテンツファーストの視点による事業推進力は、当社グループの変革と持続的な成長に大きく寄与するものと期待されることから、新たに取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 檜原麻希氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。檜原麻希氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者
番号

5

たけ うち
武 内

新任

生年月日

1966年10月30日

所有する当社の株式数

3,115株

まさる
賢

略歴および当社における地位

1989年 4月 当社入社
2013年 6月 当社経営企画局IR部長
2021年 7月 (株)フジテレビジョン経営企画局長
2024年 7月 当社経営企画局長 広報IR局長
2025年 6月 当社執行役員(現任)
(株)フジテレビジョン執行役員(現任)

重要な兼職の状況

(株)ニッポン放送取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社執行役員として経営企画・広報IR・サステナビリティ推進を担当するとともに、(株)フジテレビジョン執行役員として経営企画を担当し、過去にはフジテレビで報道・人事等の業務に従事したほか、当社広報IR局長として投資家との対話を統括するなど、現場と経営の両面における豊富な業務経験を有しています。

特に、本年5月に開示したグループビジョンの策定において中心的な役割を果たし、都市開発・観光事業のオフバランス化をはじめとする資本効率の改善やガバナンス強化に向けた具体的な施策を推進しました。グループ全体の経営戦略立案および資本収益性の向上を牽引し、企業価値の最大化への貢献が期待されることから、新たに取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 武内賢氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。武内賢氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

菅野嘉則

新任

社外

独立役員

生年月日

1965年9月22日

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位

1990年4月 日本テレビ放送網(株)入社
1995年6月 (株)スタジオジブリCG室長
2005年8月 (株)幻生社設立 代表取締役(現任)
2013年9月 白鷗大学経営学部 客員教授
2014年4月 白鷗大学経営学部 特任教授
白鷗大学総合研究所 メディアセンター長(現任)
2016年4月 白鷗大学経営学部 教授(現任)

重要な兼職の状況

(株)幻生社代表取締役
白鷗大学総合研究所 メディアセンター長
白鷗大学経営学部 教授

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

日本テレビ放送網株式会社での番組制作を経て、株式会社スタジオジブリのCG室長として「もののけ姫」等の世界的ヒット作に携わり、デジタル映像技術の黎明期から一線を画す実績を築きました。現在は大学教授としてメディア研究・コンテンツ分析の第一人者であり、映像制作の現場からアカデミアに至るまで、メディア産業に関する極めて高い専門性を有しています。

クリエイティブとテクノロジーが融合する現代のエンターテインメント領域における同氏の深い洞察は、当社のデジタル戦略やコンテンツ制作体制の高度化に不可欠なものです。その豊富な知見・経験等を当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 菅野嘉則氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅野嘉則氏は社外取締役候補者です。
3. 菅野嘉則氏は、2026年6月25日付で当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの取締役に就任する予定です。
4. 当社は、菅野嘉則氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。菅野嘉則氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 菅野嘉則氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。

候補者
番号

7

さいとうみきこ
齊藤三希子

新任 **社外** **独立役員**

生年月日

1975年8月10日

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位

1998年4月 (株)電通入社
2005年3月 (株)齊藤三希子事務所(現エスエムオー(株))設立 代表取締役(現任)
2021年6月 (株)バルカー取締役(現任)
2025年5月 (株)ハイデイ日高取締役(現任)
6月 (株)東和銀行取締役(現任)

重要な兼職の状況

エスエムオー(株)代表取締役
(株)バルカー取締役
(株)ハイデイ日高取締役
(株)東和銀行取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

大手広告会社での勤務を経て、ブランドコンサルティングを行うエスエムオー株式会社を設立し、数多くの企業のパーパス構築やブランディング戦略を成功に導いた実績を有しています。経営者のパートナーとして企業文化の変革やコーポレートアイデンティティの確立に長年携わっており、企業の「志」を軸とした経営手法に関する深い知見を有しています。他社の社外取締役としての豊富な経験も兼ね備えており、多様なステークホルダーの視点を踏まえた経営への助言が期待されます。

当社グループが信頼回復と再生を進めるなかで、ブランド価値の再定義やサステナビリティ経営の推進において、専門的な立場から有益な提言を行っていただけるものと考えております。その豊富な知見・経験等を当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 齊藤三希子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齊藤三希子氏の戸籍上の氏名は、青山三希子です。
3. 齊藤三希子氏は社外取締役候補者です。
4. 齊藤三希子氏は、2026年6月25日付で当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの取締役に就任する予定です。
5. 当社は、齊藤三希子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を補填することとしております。齊藤三希子氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 齊藤三希子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。

以上

(ご参考) 第2号議案が承認された後の取締役のスキルマトリックス

	候補者名	企業経営 経営戦略	業界知見			デジタル AI	法務 コンプライアンス	人権 サステナビリティ	人事 人材開発	財務・会計
			IP・コンテンツ	メディア	グローバル					
取締役	社内 清水 賢治	●	●	●		●	●	●	●	
	社内 檜原 麻希	●	●	●	●	●		●		
	社内 柳 敦史	●		●			●			●
	社内 武内 賢	●	●	●				●		
	社外 稲田 雅彦	●		●	●	●			●	●
	社外 菅野 嘉則	●	●	●	●	●				
	社外 齊藤 三希子	●		●	●		●	●	●	
監査等委員	社内 柳沢 恵子	●	●	●				●	●	
	社外 森山 進	●			●		●	●		●
	社外 花田 さおり	●			●		●	●		
	社外 石戸 奈々子		●	●		●		●	●	

スキルマトリックス各項目の選定理由

(1) 企業経営・経営戦略

永続的な企業価値向上に資するグループの経営計画の立案や経営戦略の遂行等を監督するとともに、環境の変化に対応した組織の見直しや企業風土の刷新を主導しグループ全体の経営資源の最適配分を実現するリーダーシップも必要。

(2) 業界知見

IP・コンテンツ：「IPバリューチェーンの一气通貫モデル」の構築に向け、確かなコンテンツの企画・制作に関する知見を基盤に、オリジナルIPの創出から育成、多角展開、収益化までを設計・統括できる専門性を重視する。IP価値を最大化し、今後の持続的な成長を力強く牽引するために不可欠な知見が求められる。

メディア：地上波放送を「IPバリューチェーンのコアエンジン」と再定義し、その圧倒的な情報発信力を核として、配信事業やSNS、外部プラットフォーム等のメディアアセットを連携させ、IPの熱量を最大化させる知見が必要となる。

グローバル：グローバルな視点と多様な文化への理解を起点に、成長著しい海外市場への事業拡張を牽引する知見が必要。デジタルプラットフォームの活用や外部パートナーとの共創を通じ、自社IP・コンテンツのリーチと収益を世界規模で最大化できる高い視座を重視する。

(3) デジタル・AI

成長領域である配信ビジネスの強化やコンテンツのデジタル展開には、最新の技術の活用が不可欠。また、AIの活用によるコンテンツの質や業務効率の向上を推進するため、急速に進化するデジタル環境に対応し、技術革新を経営戦略に取り込める先見性と実行力を持つことが求められる。

(4) 法務・コンプライアンス

事業に関する多岐にわたる法的規制を理解し適切に対応できる知見が必要。

コンプライアンスの徹底のための関連法制度の専門知識、実効性向上のための仕組みへの理解および認定放送持株会社としての公共性と社会的責任の観点から高い倫理観を持つ人材の確保が必要。

(5) 人権・サステナビリティ

人権尊重の徹底は信頼性の向上に直結する。グループ人権方針の運用や、ハラスメント防止・人権救済メカニズムの強化、多様なステークホルダーとの関係構築を主導できる専門性、経験を持つ人材を選任し、体制強化を図る。

また、多角的な視点からのサステナビリティ・ESG戦略の立案・実行が求められ、ステークホルダーとの信頼関係を堅持しながら企業価値の持続的向上に貢献できる能力が必要。

(6) 人事・人材開発

有能な人材の獲得や定着、活躍に向けてインセンティブと適切な評価制度を基礎とする透明性の高い人事制度の確立が必要。また、組織の多様性の確保のため、年齢、性別の割合を意識した組織設計が求められ、心理的安全性を確保した組織文化の醸成を通じて、企業の持続的成長を支える人的資本の強化に貢献できる知見が求められる。

(7) 財務・会計

成長投資、株主還元、資金調達を検討に際し、高度な財務知識が必要。「IPバリューチェーンの一気通貫モデル」の構築に向け、最適な成長投資の判断を行うための専門性も求められる。また、資本効率を意識した経営を推進するための資本政策の立案や、適切な財務指標の設定と管理を行う能力も重要となる。

(ご参考) 政策保有株式について

【政策保有株式に関する方針】

政策保有株式については、業務提携や協力関係の強化・維持などの観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる株式を保有する方針としております。当社では、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに、当社グループとの取引関係や取引規模に加え、当該企業の業績や配当、株価などの定量的な側面も考慮して保有の合理性・必要性について資本コストを参考に総合的に検証しております。検証の結果、保有意義の希薄化が認められる銘柄等については、一部売却の可能性も含めて縮減の対象として検討を進めることとしております。さらに、次回検証前であっても売却候補を追加する柔軟な対応もとっております。

加えて、当社は2025年5月16日に策定し、同年9月30日および11月10日にアップデートした「改革アクションプラン」で開示したとおり、価値創造に向けた資本の最適化の観点から、政策保有株式の計画的な売却を推進しております。具体的には、2026年3月期からの3か年で政策保有株式1,000億円超を売却し、さらに連結純資産の15%未満を目指し縮減を進めてまいります。

上記方針に基づき、当期は3銘柄の上場株式の全株と、1銘柄の上場株式の一部など合計494億円分を売却しました。今後も上記方針に基づく政策保有株式の縮減を進めてまいります。

【政策保有株式および投下資本の状況】(2026年3月末)

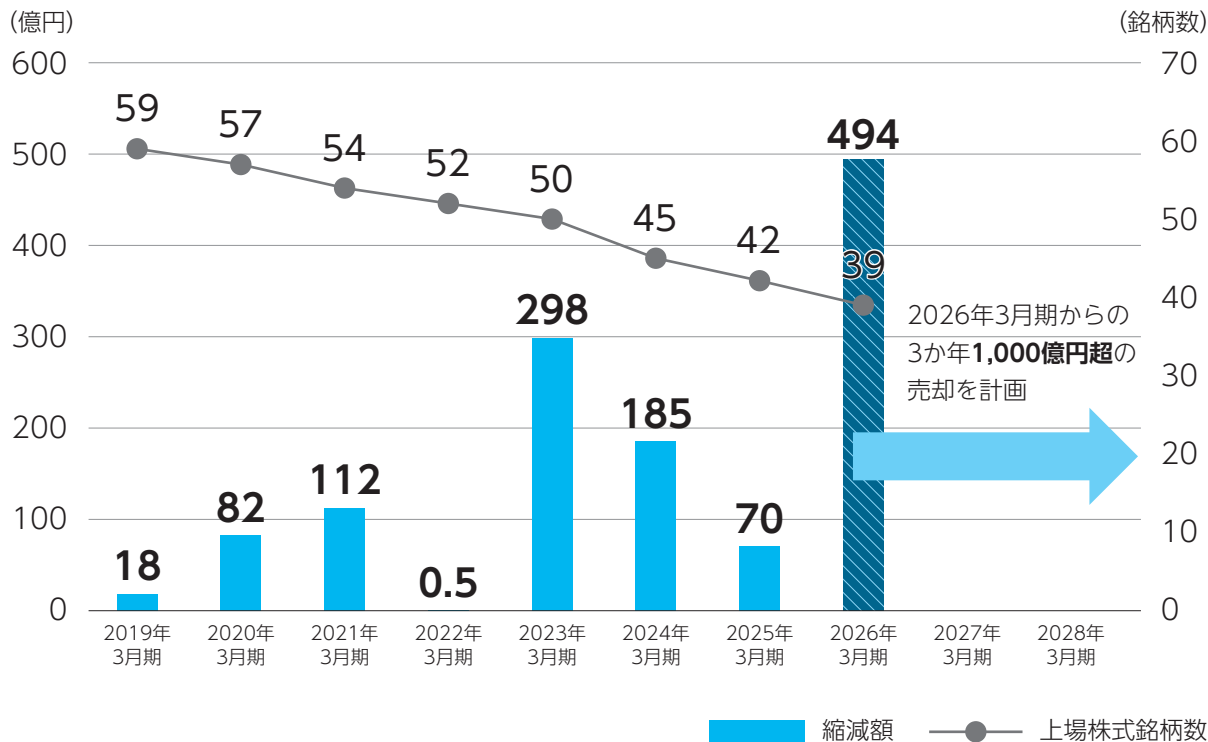
政策保有株式	銘柄数	連結貸借対照表計上額 (百万円)		連結貸借対照表計上額 (百万円)
上場株式	39	171,496	連結純資産	561,467
非上場株式	57	10,739	有利子負債	618,487
合計	96	182,235	投下資本合計	1,179,955

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
政策保有株式銘柄数	108	103	100	96
保有残高(億円)	2,274	2,163	2,207	1,822
売却実績(億円)	298	185	70	494
連結純資産額(億円)	8,487	8,696	8,300	5,614
連結純資産に対する 政策保有株式の割合	26.8%	24.9%	26.6%	32.5% (22.5%)※
投下資本額(億円)	11,256	11,943	11,843	11,799
投下資本に対する 政策保有株式の割合	20.2%	18.1%	18.6%	15.4%

※2026年3月期中に2,490億円規模の自己株式取得を行い連結純資産が大幅に減少しているため、過去との比較用に自己株式取得を行わなかった場合の割合を記載しております。

(参考) 政策保有株式の縮減実績

過去8年間（2019年3月期～2026年3月期）で約1,260億円の縮減



【政策保有株式に係る議決権の行使基準】

議決権保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針・経営戦略等を尊重したうえで、当該企業および当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものかを総合的に検討し、議案ごとの賛否を適切に判断します。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における業績に関しましては、(株)フジテレビジョンにおいて、第3四半期からは回復基調となったものの、第2四半期まで同社の事案の影響を大きく受け、地上波テレビ広告収入が大幅な減収となりました。一方、都市開発・観光事業は、保有・開発物件の売却や大型分譲マンションの販売が好調に推移し、一昨年6月にグランドオープンした神戸須磨シーワールドが通年で業績に寄与したほか、過去最高を更新し続ける旺盛なインバウンド需要を取り込んだ運営ホテルの稼働も順調に推移しました。

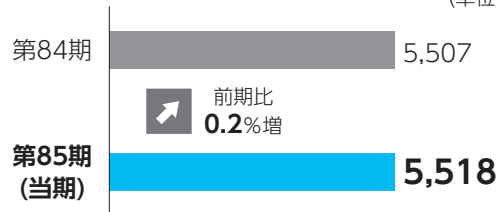
この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、メディア・コンテンツ事業は減収、都市開発・観光事業は増収となり、全体では前年同期比0.2%増収の5,518億6千5百万円となりました。

営業損益は、メディア・コンテンツ事業において、上記の減収に加え、(株)ポニーキャニオンのアニメ関連の構造改革を進める中でアニメ制作費用に係る評価損を計上した結果、減益となりました。一方、都市開発・観光事業は増益となりましたが、全体では前年同期から270億5千9百万円減少し、87億6千6百万円の損失となりました。経常損益は、受取配当金の増加等がある一方で支払利息の増加もあり、前年同期から279億8千8百万円減少し、28億7百万円の損失となりました。

特別損益では、特別利益に投資有価証券売却益を計上したほか、特別損失では前期の固定資産の減損損失の大幅な反動減がありました。また、法人税等調整額において、当社および一部の連結子会社において、業績回復に伴う将来の課税所得の見通し等を踏まえて繰延税金資産を計上した一方、都市開発・観光事業のオフバランスの検討を進めていることに伴い、同事業を構成する連結子会社への投資に係る将来加算一時差異について繰延税金負債を計上しました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期から266億3千3百万円増加し、64億9千9百万円となりました。

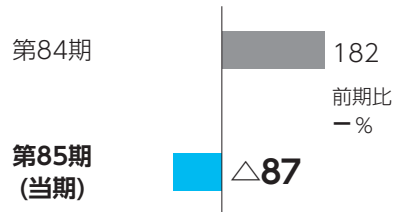
売上高

(単位：億円)



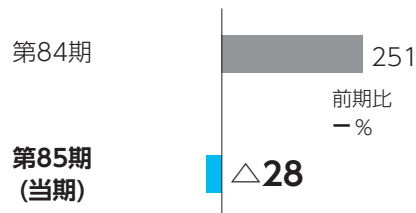
営業利益又は損失(△)

(単位：億円)



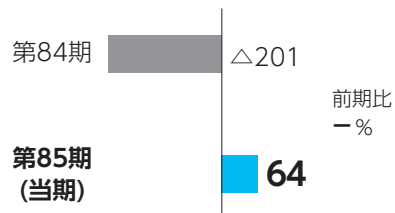
経常利益又は損失(△)

(単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)

(単位：億円)

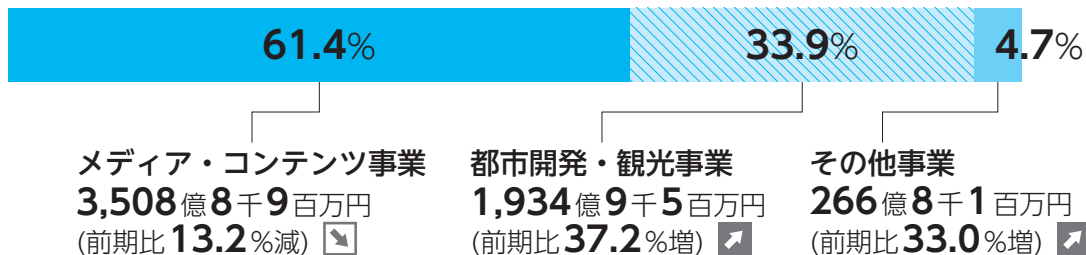


報告セグメントの業績の状況は以下のとおりです。

売上高

合計
5,518億6千5百万円 調整額
(前期比**0.2%**増)  (△192億円)

構成比



セグメント利益 又は損失(△)

合計
△87億6千6百万円
(前期比**—%**)

メディア・コンテンツ事業

△308億3千5百万円
(前期比**—%**)

都市開発・観光事業

251億8千5百万円
(前期比**2.8%**増) 

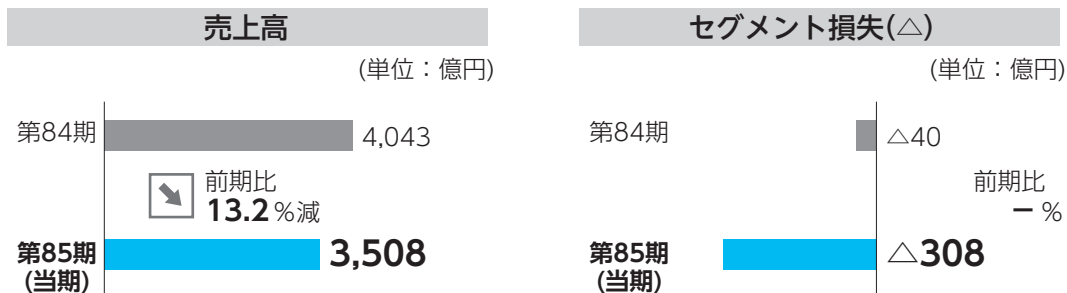
その他事業

14億2千4百万円
(前期比**62.5%**増) 

調整額

△45億4千万円

メディア・コンテンツ事業



(株)フジテレビジョンは、第3四半期以降は広告出稿の再開が続き回復基調となり下期は営業利益を計上したものの、同社の事案の影響による上期の業績の落ち込みが大きく、通期では減収となり前期に続き営業損失を計上しました。

売上高のうち放送・メディア収入は、1,170億7千7百万円で前年同期比27.4%の減収となり、同事業の売上総利益は損失となりました。

全国放送を対象とするネットタイムセールスは、上期を中心にレギュラー番組の広告出稿が減少したほか、単発番組において「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック」の中継があったものの、前期の「パリ2024夏季オリンピック」や「MLBワールドシリーズ2024」等の大型イベントの規模に及ばず、反動減となったことで、売上高は343億6千6百万円で前年同期比36.5%の減収となりました。

関東地区への放送を対象とするローカルタイムセールスは、61億4千3百万円で前年同期比34.3%の減収となりました。

スポットセールスは、下期にかけて回復基調となったものの、上期を中心に事案の影響を受けたことにより、業種別で前年を上回ったものは19業種のうち「外食・各種サービス」「流通・小売業」「不動産・住宅設備」「情報・通信・放送」の4業種となりました。その結果、売上高は435億4千3百万円で前年同期比27.8%の減収となりました。

また、民放公式テレビポータル「TVer」などを通じた配信広告セールスにおいても事案の影響による予約型広告の苦戦から、配信広告収入は前年同期比38.0%の減収となる52億1千2百万円となりました。

一方、コンテンツ・ビジネス収入では、FOD課金収入が好調なデジタル事業収入および「爆弾」等のヒット作による劇場収入に加え人気作品の二次利用権販売が寄与した映画事業収入が増収となり、前期の社屋イベントの反動減によるMD事業収入と催物事業収入の減収をカバーしました。その結果、同事業の売上高は566億2千3百万円で前年同期比7.0%の増収となり、売上総利益も増益となりました。

以上により、(株)フジテレビジョン全体の売上高は、前年同期比18.9%減収の1,737億1百万円となり、利益面では放送・メディアの減益が大きく、前年同期から184億8千6百万円減少し325億1千5百万円の営業損失となりました。

(株)ビーエスフジは、タイム収入、スポット収入ともに減少し放送事業は減収となりました。イベント事業についても前期に実施したイベントの反動減により減収となり、全体として減収減益となりました。

(株)ニッポン放送は、タイム収入が好調で放送事業が増収となりましたが、前期に計上された大型イベントの反動減により減収減益となりました。

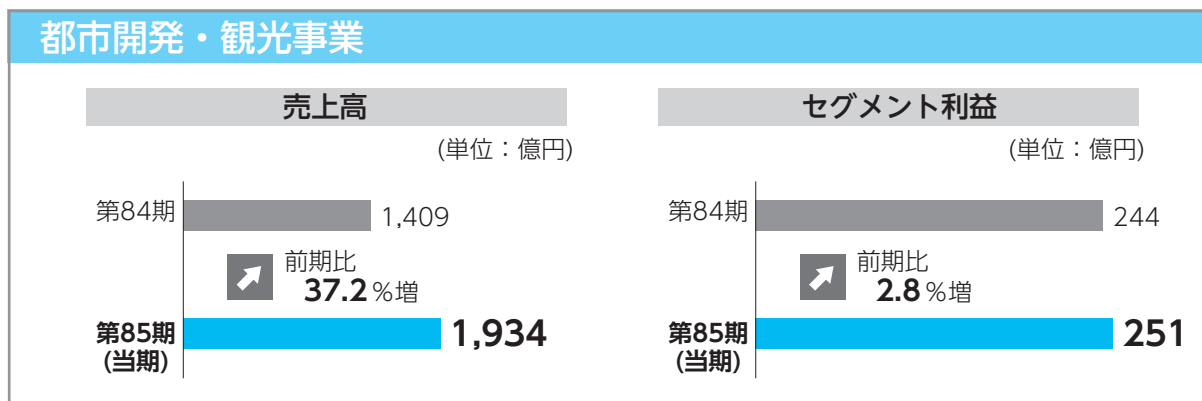
(株)ポニーキャニオンは、音楽パッケージが前期の規模に及ばず、アニメのヒット作品数減少により配信が減収となったほか、イベント規模も前期に及ばず売上高は減収となりました。利益面ではアニメ関連の出資金償却の増加およびアニメ関連の構造改革を進める中でアニメ制作費用に係る評価損を計上したこともあり、営業損失を計上しました。

(株)フジパシフィックミュージックは、主力の著作権使用料収入が堅調に推移したことに加え、原盤使用料収入やマネジメント収入も伸長し、増収増益となりました。

(株)dinos (株)DINOS CORPORATIONから2025年7月1日付にて商号変更)は、テレビ通販の深夜帯や特番の売上が好調に推移しましたが、カタログ通販の家具収納・リビング・美容健康・ファッション等の商材が振るわず、全体として減収となりました。利益面では、カタログ発行の効率化等による徹底した費用構造の改革を進め、増益となりました。

(株)クオラスは、テレビの広告取扱い、マーケティングおよびプロモーション事業やイベント関連の収入が好調で増収増益となりました。

以上のとおり、メディア・コンテンツ事業は上期を中心に事案の影響を受けた(株)フジテレビジョンの減収減益が響き、全体の売上高は前年同期比13.2%減収の3,508億8千9百万円となり、利益面では前年同期から267億5千万円赤字幅が拡大し、308億3千5百万円のセグメント損失となりました。

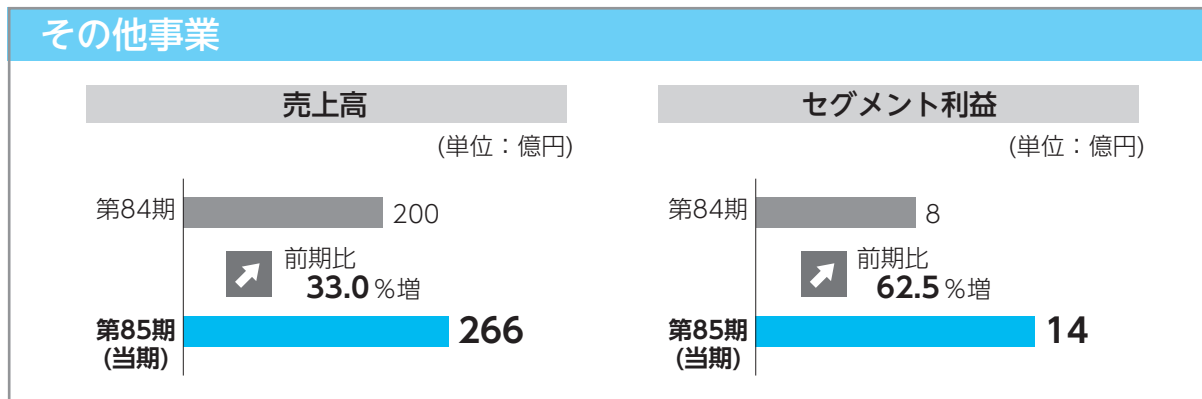


(株)サンケイビルは、オフィスビル、ホテル、賃貸レジデンスの賃料収入が引き続き好調に推移したことや、保有・開発物件の売却および大型分譲マンション販売の規模が前期を上回ったことにより、増収増益となりました。

(株)グランビスタ ホテル&リゾートは、一昨年6月にグランドオープンした神戸須磨シーワールドが通年で業績

に寄与したほか、旺盛なインバウンド需要もあり、インターゲートホテルシリーズをはじめとした運営ホテルの稼働も引き続き好調に推移し増収となりました。一方、利益面では、食材など各種原価の高騰や人件費の増加があり減益となりました。

以上の結果、都市開発・観光事業全体の売上高は、前年同期比37.2%増収の1,934億9千5百万円となり、セグメント利益は同2.8%増益の251億8千5百万円となりました。



その他事業全体の売上高は前年同期比33.0%増収の266億8千1百万円となり、セグメント利益は同62.5%増益の14億2千4百万円となりました。

持分法適用会社では、伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)、日本映画放送(株)、(株)WOWOWなどが持分法による投資利益に貢献しました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,075億5千9百万円で、その主なものは、メディア・コンテンツ事業における放送関連設備や都市開発・観光事業における賃貸等不動産などへの投資です。

3. 対処すべき課題

当社グループは、昨年5月に策定し順次アップデートしている「改革アクションプラン」に基づき、自己資本の適正規模への見直しや成長投資の拡大を掲げ、ROE8%目標の実現に向けた構造改革を進めております。加えて、(株)フジテレビジョン（以下「フジテレビ」）の事案による広告収入の落ち込みについても、概ね事案前の水準まで回復しつつあり、今後はさらなる収益拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

本年2月には、メディア・コンテンツおよび都市開発・観光の両事業の成長実現を目的に、(株)サンケイビルを中核とする都市開発・観光事業への外部資本導入の検討開始を決定し、オフバランスを通じた資本効率向上を図る方針とし、現在、具体的な検討を進めております。

株主還元については、業績回復および外部資本導入による財務余力の向上を見据え、2026年3月期末配当を1株当たり100円とするとともに、2027年3月期および2028年3月期の年間配当を各200円へ大幅に拡充する予定です。また、本年2月には総額2,350億円の自己株式取得を実施しており、当面は自己資本を一定程度に抑制する方針です。

こうした取り組みを進める中で、当社グループはROE目標の達成と持続的成長の実現に向けた具体的な成長戦略として、本年5月に「Group Vision 2026-2030 Ver.1.0」（以下「本ビジョン」）を公表いたしました。なお、本ビジョンについては、都市開発・観光事業における外部資本導入の確定後に、キャピタルアロケーションや数値目標をアップデートした「Ver.2.0」を改めて公表する予定です。

1. IP・コンテンツを核とした成長戦略の推進

本ビジョンにおいて、当社グループはグループ全体の経営ビジョンとして「好きでつながる明日をともに」を掲げました。お客様のコンテンツへの興味や共感から生まれる「好き」を起点に、人と人とが安心してつながる未来を生み出すことを目指し、「信頼性」「クリエイティビティ」「共創・共生」の3つの価値観を指針としています。

当社が目指す事業構造は、従来の放送中心・放送起点のビジネスモデルから転換し、IP・コンテンツを起点として、創出から育成、多角展開、収益獲得に至るバリューチェーンの各領域の機能をグループ内で完結できる「一気通貫モデル」として備えることにより、IP価値の最大化を実現することにあります。各IPで生活者との接点を増やすことが「好き」の熱量を高め、生活者・ユーザーの皆様からのフィードバックを新たなIP創出につなげる「価値創出ループ」の確立を目指します。

当社グループは、ドラマから映画、イベントなどへ展開する多角展開型IPの創出力や、地上波をはじめとするグループのメディアアセット連携によるIP育成力など、バリューチェーンの中でもいわゆる川中にあたる制作・ディストリビューション領域に強みを有しています。この強みを基軸に当該領域の機能強化を進めるとともに、収益の源泉となるIPを創出するバリューチェーンの川上と、市場規模が大きく多角展開による拡張余地の大きい川下を重点的に強化する方針です。

川中にあたるIPの開発・獲得領域では、オリジナルIPの創出・獲得を推進するとともにAI技術も活用してニーズを分析・可視化し、ヒット確率の向上を図ります。あわせて、有力IPホルダーとの連携を一層深化させていきます。川中にあたる制作・ディストリビューション領域では、コンテンツ制作体制および人材の増強を通じてコンテンツの商品力を高めるほか、従来の番組の枠組みにとらわれない新たな映像制作領域を開拓し、多様な市場での収益獲得を可能とする体制を整備します。コンテンツ育成・拡張の核となる地上波放送については、有力な収益チャンネルの一つとしてシェアの拡大を目指すとともに、AI/DXの活用による制作プロセスの強化・効率化を通じて利益創出力の底上げを図ります。さらに、川下にあたる多角展開領域では、成長期待の高いグッズ製造・

販売事業やライブエンタテインメント・ファンダム関連事業などへ事業領域を拡張するとともに、グローバル展開を加速してまいります。これらの取り組みにより、川上から川下までの事業領域を一気通貫で束ねる機能を持つことで競争優位を確立し、クリエイターやパートナーの皆様から選ばれる独自のポジションを実現してまいります。

これらの成長戦略を着実に推進するため、2030年度までに総額1,500億円規模の成長投資を実行する方針です。内訳は、川上の「IP開発・獲得」に200億円規模、川中の「制作・ディストリビューション強化」に500億円規模、川下の「IP多角展開」に800億円規模と想定しています。これにより2030年度には2025年度比で営業利益をテレビ放送の収益改善を含め660億円程度伸長させるとともに、ROEについても2030年度に6%、2033年度に8%の達成を目指します。

2. 成長戦略を実行するためのグループ体制と人的資本戦略

当社グループは、成長戦略を着実に実行するため、グループ全体の実行体制を抜本的に見直すとともに人的資本戦略を強化します。体制面では、フジテレビがIP・コンテンツビジネスにおける投資戦略を統括する役割を明確化する観点から、保有する放送用設備等の放送インフラセットを当社へ移管し、当社はグループ共通のインフラ提供とハードアセットの最適化・活用を推進する方針です。また、フジテレビがグループの成長戦略を主導し、事業領域ごとに統括責任者を配置するとともに、グループ内の機能の集約・増強を進め、重点強化領域を中心にM&Aや資本提携を検討してまいります。

あわせて、成長戦略の実行を支える人材基盤を競争力の源泉と位置づけ、IPバリューチェーン各領域の中核人材の獲得・育成を中心に、2030年度までに累計150億円規模の投資を行う方針です。これらの取り組みにより推進体制を強化し、成長投資の実行力と成果創出力を高めることで、持続的な成長を支える経営基盤を確立してまいります。

3. サステナビリティ経営の一層の推進

当社グループは、人権尊重を経営の最優先課題としてサステナビリティ経営の一層の深化を図ります。当社社長を委員長、グループ各社社長を委員とする「グループ人権委員会」を継続的に開催するなど、トップコミットメントのもとでコンプライアンス意識の徹底を進めています。また、昨年8月には、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく苦情処理メカニズムとして、外部弁護士に委託した相談窓口を新たに開設しており、あらゆるハラスメントや人権侵害に迅速かつ適切に対応できる体制の整備・運用を継続してまいります。

ガバナンス面では、外部有識者を含むリスク・ポリシー委員会による継続的なモニタリングや、グループ横断で運用する「リスクレジスター」を通じて、経営リスクの回避・軽減を実効性あるものとし、ステークホルダーから信頼される企業体を目指します。

なお、当社は、さらなる監督機能の強化と経営の透明性向上を目的として、本年6月からの指名委員会等設置会社への移行について、指名・報酬委員会および取締役会において慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社の取締役会の過半数を独立社外取締役が占める構成であることや、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において指名・報酬にかかる客観性・透明性を確保していること等から、現時点においては現在のガバナンス体制を維持しつつ、その実効性を高めることが最善であると判断し、当該移行を見送ることといたしました。今後は、将来的な会社法改正等の法制度の動向を注視しつつ、当社にとって最適なガバナンス体制のあり方について、継続して検討を進めてまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第82期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第83期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第84期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第85期 (当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	535,641	566,443	550,761	551,865
営業利益又は損失(△)	31,401	33,519	18,293	△8,766
経常利益又は損失(△)	39,053	39,173	25,180	△2,807
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失 (△)	46,855	37,082	△20,134	6,499
1株当たり当期純利益又は損失 (△)	210円69銭	169円27銭	△95円74銭	32円85銭
総資産	1,382,646	1,448,833	1,440,296	1,464,728
純資産	848,769	869,628	830,023	561,467
1株当たり純資産	3,766円83銭	3,972円81銭	3,943円80銭	3,838円08銭

(注) [第82期]

メディア・コンテンツ事業、都市開発・観光事業がともに増収となり、連結売上高は増収となりました。利益面では、都市開発・観光事業は増益となりましたが、メディア・コンテンツ事業が減益となり、営業利益、経常利益は減益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に計上した投資有価証券売却益や退職給付信託設定益が寄与し、増益となりました。

[第83期]

メディア・コンテンツ事業、都市開発・観光事業がともに増収となり、連結売上高は増収となりました。利益面では、メディア・コンテンツ事業は減益となりましたが、都市開発・観光事業が増益となり、営業利益、経常利益は増益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した退職給付信託設定益の反動減や特別損失に計上した固定資産除却損の増加などにより、減益となりました。

[第84期]

メディア・コンテンツ事業は減収、都市開発・観光事業は増収となり、連結売上高は減収となりました。利益面では、メディア・コンテンツ事業は減益、都市開発・観光事業は増益となり、営業利益、経常利益は減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に減損損失を計上したことなどにより、減益で損失となりました。

なお、第84期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

[第85期(当連結会計年度)]

「1.事業の経過およびその成果」に記載したとおりです。

5. 重要な子会社の状況

(1)重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(株)フジテレビジョン	8,800	100.0	テレビ放送
(株)ニッポン放送	100	100.0	ラジオ放送
(株)ポニーキャニオン	100	100.0	映像・音楽ソフトの販売等
(株)dinos (注)	100	100.0	通信販売
(株)サンケイビル	38,120	100.0	ビル賃貸、不動産取引

(注)株DINOS CORPORATIONは、2025年7月に株dinosに社名変更しました。

(2)企業結合の経過および成果

(株)AGホテルマネジメントと株Fuji Culture Xは重要性が増したため、当期首より非連結子会社から連結子会社に変更しました。

SKB USA,LLCは、2025年5月にSankei Investor 1090,LLC.を設立したため、同社を連結子会社に追加しました。

(株)サンケイビルは、2025年5月にIKD HOLDING 17PTE. LTD.に出資したため、同社を持分法適用関連会社に追加しました。

Sankei Investor 1090,LLC.は、2025年5月にDuball 1090 VT LLC.に出資したため、同社を持分法適用関連会社に追加しました。

SKB Portland LLCは、2025年6月に清算が終了したため、同社を連結子会社から除外しました。

(株)フジミックは、2025年10月に株Fuji Culture Xを吸収合併し、(株)フジ・ネクステラ・ラボに社名変更しました。

この結果、上記の重要な子会社5社を含む当連結会計年度の連結子会社は41社、持分法適用会社は30社となっております。

6. 主要な事業内容

当社グループは、(株)フジ・メディア・ホールディングス(当社)を認定放送持株会社として、主として放送法に定める基幹放送や、配信、放送番組・映画・アニメ・イベント等の制作、映像・音楽ソフトの販売、音楽出版、広告、通信販売等のメディア・コンテンツ事業、ビル賃貸、不動産取引、ホテルリゾート運営等の都市開発・観光事業などを展開しております。

当社グループのセグメントおよび各セグメントの事業の内容は次のとおりです。

セグメントの名称	事業の内容
メディア・コンテンツ事業	テレビ放送、ラジオ放送、配信、放送番組・映画・アニメ・イベント等の制作、映像・音楽ソフトの販売、音楽出版、広告、通信販売等
都市開発・観光事業	ビル賃貸、不動産取引、ホテルリゾート運営等
その他事業	人材派遣、動産リース、ソフトウェア開発等

7. 主要な営業所

(1) 当社の主要な営業所

本社……………東京都港区

(2) 子会社の主要な営業所

(株)フジテレビジョン(本社)……………東京都港区

(株)ニッポン放送(本社)……………東京都千代田区

(株)ポニーキャニオン(本社)……………東京都港区

(株)dinos(本社)……………東京都中野区

(株)サンケイビル(本社)……………東京都千代田区

8. 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ事業	4,286名	△102名
都市開発・観光事業	2,581名	47名
その他事業	384名	47名
全社	122名	79名
合計	7,373名	71名

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2. 前連結会計年度末に比べ「全社」の従業員数が79名増加しているのは、主に当社への兼務出向者が増加したことによります。

9. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
(株)みずほ銀行	268,875
(株)三井住友銀行	29,580
(株)あおぞら銀行	22,000
(株)日本政策投資銀行	21,634
(株)SBI新生銀行	20,300

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 169,123,000株(自己株式23,736,151株を含む。)
2. 株主数 44,126名
3. 大株主

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
東宝株式会社	18,572,100	12.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,013,600	10.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,013,700	6.20
株式会社文化放送	7,792,000	5.36
株式会社NTTドコモ	7,700,000	5.30
関西テレビ放送株式会社	6,146,100	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社電通口)	4,650,000	3.20
株式会社ヤクルト本社	3,969,000	2.73
野村 絢	3,441,700	2.37
東海テレビ放送株式会社	2,905,800	2.00

(注) 出資比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合です。

(ご参考)所有者別株式分布状況



(注) 1. 「個人その他」には、自己株式23,736千株が含まれております。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数(株)	交付対象者(名)
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	12,904	4

(注) 上記以外に当社子会社の取締役1名に対して2,287株を交付しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	社長執行役員	清 水 賢 治	(株)フジテレビジョン代表取締役社長 (株)産業経済新聞社取締役 関西テレビ放送(株)取締役 東海テレビ放送(株)取締役 (株)テレビ西日本取締役 (株)WOWOW取締役 東映アニメーション(株)取締役
常 務 取 締 役	常務執行役員 社長補佐	若 生 伸 子	(株)フジテレビジョン常務取締役
取 締 役	執行役員 経財担当	柳 敦 史	
取 締 役		澤 田 貴 司	(株)ロッテベンチャーズ・ジャパン取締役会長 (株)フジテレビジョン取締役 (株)セブン&アイ・ホールディングス取締役
取 締 役		堀 内 勉	多摩大学サステナビリティ経営研究所所長 (株)フジテレビジョン取締役
取 締 役		稲 田 雅 彦	エミウム(株)代表取締役 (株)フジテレビジョン取締役

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)		柳 沢 恵 子	(株)フジテレビジョン監査役
取締役 (監査等委員)		森 山 進	梶山女学園大学特命教授 (株)フジテレビジョン取締役
取締役 (監査等委員)		花 田 さおり	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー (株)フジテレビジョン取締役
取締役 (監査等委員)		石 戸 奈々子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 (株)フジテレビジョン取締役 (株)松屋取締役 (株)デジタルガレージ取締役

- (注) 1. 取締役 澤田貴司氏、堀内勉氏、稲田雅彦氏、森山進氏、花田さおり氏および石戸奈々子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 澤田貴司氏、堀内勉氏、稲田雅彦氏、森山進氏、花田さおり氏および石戸奈々子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社監査等委員会は、監査等の環境の整備および社内の情報収集ならびに内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証するため、柳沢恵子氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員 森山進氏は、英国勅許会計士および日本証券アナリスト協会検定会員であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. (株)フジテレビジョンは当社の連結子会社です。
6. 上記のほか、当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はございません。

2. 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
尾 上 規 喜	2025年6月25日	辞任	取締役(常勤監査等委員) (株)フジテレビジョン監査役
茂 木 友三郎	2025年6月25日	辞任	取締役(監査等委員) (株)フジテレビジョン監査役
安 田 美智代	2025年11月7日	辞任	取締役 (株)フジテレビジョン取締役

(注) (株)フジテレビジョンは当社の連結子会社です。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役のうち、澤田貴司氏、堀内勉氏、稲田雅彦氏とすべての監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合（株主代表訴訟による場合を含みます。）の法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないよう、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償については免責事由とされ当該保険の対象とならない他、免責金額および縮小支払割合の定めが設けられております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役ならびに子会社(株)フジテレビジョンの取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 取締役の報酬等の額

(1) 当年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	152 (22)	119 (22)	— (—)	32 (—)	16 (7)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	45 (27)	45 (27)	— (—)	— (—)	9 (6)

(注) 1.上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額は47百万円です。
2.非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は「Ⅱ.会社の株式に関する事項 4.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(2) 役員報酬の方針等

当社の役員報酬限度額（年額）は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9億6千万円（うち社外取締役分は2億円）、監査等委員である取締役1億8千万円で決議しております。当該決議時点における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は5名です。また、2024年6月26日開催の第83回定時株主総会において、取締役の金銭報酬枠の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額2億円以内と決議しております。当該決議時点における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち社外取締役は4名）です。

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を、取締役会で以下のとおり決議しております。なお、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議のうえ、決定することとしています。

1. 固定報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の固定報酬の額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役位ごとに定められた「定額部分」をベースとし、代表権の有無、在任期間、貢献度等に応じた「評価部分」の加算等を行い決定する。

2. 業績連動報酬の業績指標の内容および業績連動報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。

業績連動報酬（賞与）の支給は、取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会が、株主総会決議による報酬総額の範囲内において、各事業年度における営業利益等の財務指標および人的資本経営に係る非財務指標等を総合的に判断し、賞与支給について取締役会に付議し決定する。

3. 非金銭報酬の内容および非金銭報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式による株式報酬とし、その支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。

譲渡制限付株式による株式報酬の額は、株主総会で承認された譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額の範囲内において、代表権の有無、役位等を総合的に勘案し決定する。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会は、業績連動報酬を支給する場合には、当該事業年度における財務指標および非財務指標等を勘案のうえ、上位の役位者ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成となるよう、個人別の報酬等の内容を決定する。

5. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬は月次で支給し、業績連動報酬としての賞与を支給する場合には年次で支給し、非金銭報酬である譲渡制限付株式による株式報酬を支給する場合には年1回対象者に対して譲渡制限付株式である普通株式の割り当てを行うことにより支給する。賞与を支給するときは、指名・報酬委員会が、各事業年度における財務指標および非財務指標等を総合的に検討し、当該事業年度の賞与支給総額の草案を作成し、その草案について取締役会の審議を経たうえで、賞与の支給に先立ちあらかじめその承認を得る。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の額および業績連動報酬における各取締役の支給額および取締役の個人別の非金銭報酬の額の決定については、取締役会の決議により指名・報酬委員会に一任する。

指名・報酬委員会による権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は取締役会の決議により選定した3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、また、その独立社外取締役である委員の中から委員長を選定する。

当社においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の決定についての透明性および説明責任を強化するため、取締役会の委任決議に基づき指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。当事業年度における同委員会の委員は、社外取締役（監査等委員）の森山進（委員長）、社外取締役の稲田雅彦、社外取締役（監査等委員）の石戸奈々子（前3名は独立社外取締役に該当）および代表取締役社長の清水賢治の4名です。当該権限が同委員会によって適切に行使されるよう、同委員会は取締役会の決議により選定した3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、また、その独立社外取締役である委員の中から委員長を選定する等の措置を講じており、取締役会として、同委員会が決定する取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	発言状況・職務の概要等
取締役	澤 田 貴 司	14/14回	就任後に開催された全ての取締役会に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、管理会計や組織運営などの幅広い観点からリスクを指摘して問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、当社およびグループの人権リスクをはじめとする重要な経営リスクについて取締役会に報告および提言するリスクポリシー委員会の委員長を務めています。当事業年度において、リスクポリシー委員会は2回開催され、全て出席しています。
取締役	堀 内 勉	14/14回	就任後に開催された全ての取締役会に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、経営方針や事業計画、財務会計などの幅広い観点からリスクを指摘して問題提起と意見表明を行うほか、主として都市開発・観光事業に関する助言および提言を行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。
取締役	稲 田 雅 彦	14/14回	就任後に開催された全ての取締役会に出席し、DX・AI分野、M&A、投資などの豊富な経験と幅広い見識に基づいて、経営に有益な助言・提言を述べたりするなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、取締役および執行役員の指名・報酬について取締役会に答申を行う指名・報酬委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬委員会は9回開催され、全て出席しています。

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況・職務の概要等
取締役 (監査等委員)	森山 進	14/14回	11/11回	<p>就任後に開催された全ての取締役会および監査等委員会に出席し、英国勅許会計士および日本証券アナリスト協会検定会員としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、財務会計およびコンプライアンスなどの幅広い観点からリスクを指摘して問題提起と意見表明を行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、取締役および執行役員の指名・報酬について取締役会に答申を行う指名・報酬委員会の委員長を務めています。当事業年度において、指名・報酬委員会は9回開催され、全て出席しています。</p>
取締役 (監査等委員)	花田 さおり	14/14回	11/11回	<p>就任後に開催された全ての取締役会および監査等委員会に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、当社およびグループの人権リスクをはじめとする重要な経営リスクについて取締役会に報告および提言するリスクポリシー委員会の委員を務めています。当事業年度において、リスクポリシー委員会は2回開催され、全て出席しています。</p>
取締役 (監査等委員)	石戸 奈々子	14/14回	11/11回	<p>就任後に開催された全ての取締役会および監査等委員会に出席し、学識経験者としてのIT・デジタル分野における豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主としてメディア・コンテンツ事業に関する意見を述べたりするなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、取締役および執行役員の指名・報酬について取締役会に答申を行う指名・報酬委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬委員会は9回開催され、8回出席しています。</p>

- (注) 1. 取締役 澤田貴司氏、堀内勉氏および稲田雅彦氏の取締役会の出席回数は、2025年6月25日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 監査等委員 森山進氏、花田さおり氏および石戸奈々子氏の取締役会および監査等委員会の出席回数は、2025年6月25日の就任以降に開催された取締役会および監査等委員会を対象としております。
3. 当社および子会社(株)フジテレビジョンでは一連の事案を受け、ガバナンス強化の一環である経費使用の適正化により厳格な経費利用ガイドラインを策定し、チェック機能をより強化したことに伴い、2025年9月に当時の取締役に不適切な経費精算の疑義が認められ、監査等委員会が主導し経理局と外部専門家が調査を進めた結果、当時の取締役が事実と異なる経費精算を行っていたことが明らかになり、当該元取締役は当該事実を認め同年11月に辞任し、その弁済をしています。社外取締役の各氏は、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの観点からも日頃から注意を喚起してはいたしましたが、本件については発覚まで当該事実を認識していませんでした。発覚後は、監査等委員会において調査を主導するとともに、取締役会等において対応策および再発防止策の検討を行い内部統制の実施状況を監視するなど、その職責を果たしております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

(1)当事業年度に係る報酬等の額	46百万円
(2)当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	224百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社および当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

[1] 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）が、適正なグループガバナンスを維持し、経営の意思決定の迅速性と事業執行の機動性を高め、あわせて法令・定款遵守とリスク管理の実効性を確保するために必要な体制の整備等を行います。

(1) 組織体制

当社は、「グループ コンプライアンス規程」等に基づき、当社グループの関連業務を統括・推進するとともに、当社グループ各社の代表取締役社長を構成メンバーとするグループ リスク・コンプライアンス委員会を組織化すること等により、グループ全体で一貫したリスク管理を推進し、適切なコンプライアンスの徹底と、健全なリスクテイクを支える仕組みを整えます。

(2) 教育・研修

当社は、適宜、当社グループ向けにリスク管理および危機管理関連、またコンプライアンス関連の研修・啓発プログラム等を行うことによって、当社グループの取締役および使用人へのリスクや危機に対する正しい知識と、コンプライアンスに対する理解と意識の向上を促進する活動を行います。

(3) 財務報告の信頼性

当社グループは、健全に行われている個々の業務に充分配慮しつつ、リスク管理および危機管理の体制ならびにコンプライアンス意識の強化を図るための体制の整備に加えて、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築に努めます。

(4) 内部監査

当社は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおける内部監査の実施状況および内部管理体制の状況等の定期的なモニタリングを行います。これによって、当社グループの業務全般が法令、定款、社内規程および経営方針に照らして、適正かつ有効に行われていることを確認します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、これに係る当社の管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、所定期間、閲覧可能な状態を維持することとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループの効率経営の確保に向けて、業務の合理化・迅速化等を継続検討します。当社は、当社グループ全体の経営計画を策定し、当社グループ各社から業績の報告を受ける等の方法により、経営計画の実施状況についてモニタリングを行います。

4. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するために、グループのコンプライアンスを含めたリスク管理および危機管理ならびにグループの経営管理に関して、それぞれの専門部署を置き、体制構築を推進します。

- (1) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握し、事業活動の健全な発展に資するため、定期的かつ継続的に子会社から報告を受ける等の方法により、企業集団内での情報共有の強化を図ります。
- (2) 当社は、子会社がその業容と会社規模に応じ、自律的にコンプライアンスを含めたリスク管理および危機管理体制を構築できるよう推進するとともに、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応については、当社が状況を的確に把握するための情報エスカレーション体制を構築します。
- (3) 当社は、子会社において効率的な業務執行が行われるよう、「関係会社管理規程」等に基づく横断的な管理を推進します。
- (4) 当社は、グループコンプライアンスを推進する専門部署を置くとともに、「グループコンプライアンス規程」「グループリスク管理及び危機管理規程」を通じて、企業倫理の確立ならびにコンプライアンスを含めたリスク管理および危機管理体制の構築を推進します。また、当社はグループ各社の役職員（従業員については退職または派遣終了後1年以内の者を含む）および当社グループ等各事業に直接関連する取引先事業者（当該取引が終了した後1年以内の者を含む）の役職員または個人事業主が活用可能なグループ通報窓口を整備し、人権侵害リスクのある行為に対する救済の仕組みとして機能させ、コンプライアンスの徹底とコンプライアンス経営の強化を図ります。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会スタッフを設置します。監査等委員会スタッフは、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会の運営に関する事務および監査等委員会の職務を補助します。なお、これら業務については、職務分掌において、担当部署を定め、監査等委員会スタッフは当社従業員として当社の就業規則に従いますが、原則として、その指揮命令権は監査等委員会に属し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会スタッフに対する指揮命令権を有しないものとします。また、監査等委員会スタッフの人事考課、人事異動および懲戒等については、監査等委員会の意見を徴するものとします。

6. 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告を行うための体制、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人等が、当社の監査等委員会に報告を行うための体制、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について、以下のとおり整備・実施します。

- (1) 当社グループの取締役および使用人等は、以下に定める事項について適宜報告を行います。
 - ① 業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知った場合。
 - ② 職務遂行に関して不正行為、法令・定款・社内規程に違反する事実を知った場合または社会通念に反する行為が発生する可能性があるもしくは発生した場合で、当該事実または行為が重大である場合。
 - ③ その他緊急・非常事態を知った場合。
- (2) 当社グループの取締役および使用人等は、当社の監査等委員会に対し、以下に定める事項について定期的にまたは必要に応じて報告を行います。
 - ① 毎月の月次会計資料
 - ② 内部監査報告書
 - ③ 重要な訴訟事案
 - ④ 内部統制に関わる部門の活動概要
 - ⑤ 重要な会計方針・会計基準およびその変更
 - ⑥ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑦ 営業状況および各部門からの必要に応じた報告
 - ⑧ 監査役の活動概要
 - ⑨ その他重要な事項等
- (3) 当社グループの取締役および使用人等は、当社の監査等委員会からその職務の執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項を報告します。
- (4) 当社グループの取締役および使用人等が(1)(2)(3)に該当する報告を当社の監査等委員会に対して行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けることがないことを社内規程等に定めます。
- (5) 監査等委員の職務全般にかかる費用は当社が負担するものとします。

[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における運用状況の概要については以下のとおりとなります。

1. 取締役の職務執行

当期は取締役会を19回開催し、経営方針等の重要事項について審議・決定するとともに、執行役員の職務執行について報告を受けました。取締役会にはすべて、当社の監査等委員である取締役を含む社外取締役が出席しています。業務の執行に関しては、社長執行役員を中心に、執行役員が効率的かつ迅速な意思決定を行っています。

2. グループコンプライアンスに関する取り組み

当社グループでは、「グループ コンプライアンス規程」に則り、グループ各社は「コンプライアンス方針」や「必要な体制」を整備し、様々な取り組みを行っています。

それに加え、当社グループでは合同セミナーなどを通じて、グループ全体の意識の向上に努め、社会からの信頼に常に誠実に応えていきたいと考えています。

当社グループ各社の代表取締役社長を構成メンバーとする「グループ リスク・コンプライアンス委員会」を年10回開催しており、うち6回は「グループ人権委員会」を続けて実施しています。また当社グループ各社のコンプライアンス担当役員が参加する「グループ リスク・コンプライアンス担当役員会議」、実務を担うメンバーによって構成された「グループ リスク・コンプライアンス実務者会議」をそれぞれ年3回実施しており、人権リスクをはじめとするリスク管理およびコンプライアンス事案に関する対応を横断的に監督し、当社グループ各社の役職員が、法令・社会倫理遵守とリスク意識を持った適切な行動がとれるよう指導しています。

3. 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき、内部監査部門が「内部監査計画書」を策定し、当社グループを対象とした監査を行いました。監査結果については、当社代表取締役社長、監査等委員会および取締役会に対して報告を行うとともに、その概要を監査対象各社へフィードバックしました。

4. 監査等委員会の職務執行

当期は監査等委員会を16回開催し、監査方針および監査計画を協議、決定しました。監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および子会社の代表取締役社長を対象とした面談を実施し、その職務執行に関する報告を受け、当社の子会社の常勤監査役との間で、意見や情報の交換を定期的に行いました。また、当社の監査等委員会は当社の会計監査人および内部監査部門との間で、それぞれ意見や情報の交換を定期的に行いました。さらに、監査等委員会による職務執行が円滑に遂行されるよう、監査等委員会が「監査等委員会規則」に基づいて選任した監査等委員会スタッフが、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会の運営に関する事務および監査等委員会の職務の補助を行っています。

5. グループコンプライアンス意識の更なる向上に向けての取り組み

当社は、これまでもグループの経営に重大な影響を及ぼすコンプライアンス事案については当社へ報告する体制を構築してまいりましたが、子会社(株)フジテレビジョンにおいて発生した人権・コンプライアンスに関する問題を受け、グループ全体としての更なる対応力向上を図るため、2025年4月に開催した「グループ コンプライアンス等委員会（現 グループ リスク・コンプライアンス委員会）」において、月次で開催されている

「グループ社長会」での各社のリスク・コンプライアンス事案の報告を必須化することとしました。これまで積み重ねてきた取り組みの基本的な方向性を尊重しつつ、その運用や体制について引き続き必要な改善を実行していきます。

それに加え、当社グループ各社の代表取締役社長を構成メンバーとする「グループ人権委員会」では、人権課題に積極的に取り組まれている外部有識者に指導を仰ぎ、経営陣の人権意識とコンプライアンス感覚の継続的な刷新を図ることに努めています。

また当社は、2025年8月に、公益通報者保護法等に対応することに加え、人権およびコンプライアンス体制強化を図る目的で、外部弁護士による「フジ・メディア・ホールディングス グループ通報窓口」を設置し、当社グループ等での違反行為の通報を受け付けています。本窓口は、当社グループ等の役職員のみならず、取引先事業者の役職員等が、当社グループ等における違反行為に加えて、当社グループ等のバリューチェーン上で生じる違反行為であって、当社グループが原因を作り出すものを含めて外部弁護士に通報することができるものとなっており、これにより、グループ全体でより幅広い事案に迅速かつ適切に対応できる体制とすることを企図しています。

2. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであり、その判断を適切に行っていただくにあたっては、そのご判断のために必要かつ十分な情報が必要であると認識しております。

大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

こうした観点から、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

①当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上に向けた取組み

当社グループは、放送の公共的使命と社会的責任を常に認識し、幅広い事業活動を通じて、国民の皆様の豊かな生活に貢献することを経営の基本方針としています。

人権尊重を最優先としたうえで、人権・コンプライアンスに関する意識改革、抜本的なガバナンス改革に強い決意で取り組むとともに、グループの成長戦略の推進および資本収益性の向上により、当社グループの中長期的な企業価値の着実な向上を目指してまいります。

②コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループは、人権の尊重を最優先としたうえで、人的資本経営の推進、事業改革を通じた成長戦略の促進および資本収益性の向上により、当社グループの中長期的な企業価値の着実な向上を目指しており、その実現のためには適切なグループガバナンスが不可欠であると認識しています。

2025年6月の定時株主総会後の新体制では、取締役の総数を大幅に減らして過半数を独立社外取締役とし、取締役の女性比率を原則3割以上と決めました。また独立社外取締役と外部有識者で構成するリスクポリシー

委員会や、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役会による執行部への牽制・監督機能を強化しています。加えて、特定の者に長期間権限が滞留しないよう、常勤取締役の定年制および社外取締役の在任期間制限の規定を導入したほか、取締役会議長を独立社外取締役が務められるようにする定款変更を行うとともに、相談役制度も廃止しました。併せて取締役経験者等が就任していた顧問制度も廃止しました。

今後も、認定放送持株会社として放送の公共性を重んじ、もって社会的責任を全うする基本理念に基づき、上場企業として会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を追求するために、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの体制について検討を続けてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2025年1月以降、特定の株主によって、当社株式を市場において急速かつ大量に買い集められている状況等を踏まえ、2025年7月10日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、①具体的な懸念のある当該株主らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等および②当該株主らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本対応方針の詳細につきましては、2025年7月10日付プレスリリース「株式会社レノらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入に関するお知らせ」（当社ホームページ：<https://www.fujimediagd.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記（2）および（3）の取組みは、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的としたものでもない判断しております。

本対応方針は、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合に、最終的には株主の皆様が事前に十分な情報と時間を確保して、ご判断されることを可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を確保するための枠組みであり、上記（1）の基本方針に沿うものと考えております。

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するにあたっては、原則として株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が本対応方針に基づく手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ、対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。大規模買付者が所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動される場合があります。

が、これは、株主の皆様が必要十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。さらに、本対応方針の有効期間は、原則として、本2026年開催の当社定時株主総会（以下「本総会」といいます。）後最初に開催される当社取締役会の終結時までとしております。したがって、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

また、当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について独立委員会の勧告を受けるものとし、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。したがって、本対応方針は、当社取締役の恣意的判断を排除するものであります。

さらに、本対応方針は、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

なお、本対応方針は、本総会后最初に開催される当社取締役会の終結時をもって、有効期間の満了により終了いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	390,667	流動負債	423,652
現金及び預金	84,265	買掛金	43,210
受取手形、売掛金 及び契約資産	99,201	電子記録債務	5,133
有価証券	72,551	短期借入金	277,577
棚卸資産	89,649	未払法人税等	19,358
その他流動資産	45,909	役員賞与引当金	585
貸倒引当金	△909	事業撤退損失引当金	281
		その他流動負債	77,504
固定資産	1,074,060	固定負債	479,608
有形固定資産	615,910	社債	22,000
建物及び構築物	190,934	長期借入金	315,557
機械装置及び運搬具	11,654	繰延税金負債	92,158
土地	388,581	再評価に係る繰延税金負債	12,088
建設仮勘定	12,180	役員退職慰労引当金	1,694
その他有形固定資産	12,557	退職給付に係る負債	12,485
		その他固定負債	23,623
無形固定資産	24,164	負債合計	903,260
のれん	1,277	純資産の部	
借地権	6,152	株主資本	424,265
ソフトウェア	5,067	資本金	146,200
その他無形固定資産	11,666	資本剰余金	33,822
投資その他の資産	433,985	利益剰余金	324,189
投資有価証券	372,302	自己株式	△79,946
退職給付に係る資産	24,832	その他の包括利益累計額	122,453
繰延税金資産	4,798	その他有価証券評価差額金	94,635
その他投資	32,785	繰延ヘッジ損益	412
貸倒引当金	△733	土地再評価差額金	717
		為替換算調整勘定	9,049
資産合計	1,464,728	退職給付に係る調整累計額	17,638
		非支配株主持分	14,748
		純資産合計	561,467
		負債・純資産合計	1,464,728

連結損益計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		551,865
売上原価		446,826
売上総利益		105,039
販売費及び一般管理費		113,805
営業損失(△)		△8,766
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,129	
持分法による投資利益	3,202	
投資事業組合運用益	749	
その他営業外収益	958	11,040
営業外費用		
支払利息	3,898	
投資事業組合運用損	135	
その他営業外費用	1,047	5,081
経常損失(△)		△2,807
特別利益		
投資有価証券売却益	50,021	
その他特別利益	408	50,429
特別損失		
減損損失	2,884	
建替関連損失	2,081	
固定資産除却損	811	
その他特別損失	1,944	7,722
税金等調整前当期純利益		39,899
法人税、住民税及び事業税	24,585	
法人税等調整額	8,312	32,898
当期純利益		7,001
非支配株主に帰属する当期純利益		502
親会社株主に帰属する当期純利益		6,499

連結株主資本等変動計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当期首残高	146,200	173,814	396,115	△39,055	677,075	116,672
当期変動額						
剰余金の配当			△10,522		△10,522	
親会社株主に帰属する当期純利益			6,499		6,499	
自己株式の取得				△249,045	△249,045	
自己株式の処分		86		55	141	
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減				54	54	
土地再評価差額金の取崩			3		3	
自己株式の消却		△208,044		208,044	－	
資本剰余金の負の残高の振替		67,968	△67,968		－	
連結範囲の変動			61		61	
その他		△2			△2	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△22,036
当期変動額合計	－	△139,991	△71,926	△40,891	△252,809	△22,036
当期末残高	146,200	33,822	324,189	△79,946	424,265	94,635

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△0	1,233	10,309	12,875	141,091	11,857	830,023
当期変動額							
剰余金の配当							△10,522
親会社株主に帰属する当期純利益							6,499
自己株式の取得							△249,045
自己株式の処分							141
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減							54
土地再評価差額金の取崩							3
自己株式の消却							－
資本剰余金の負の残高の振替							－
連結範囲の変動							61
その他							△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	412	△515	△1,260	4,762	△18,637	2,891	△15,746
当期変動額合計	412	△515	△1,260	4,762	△18,637	2,891	△268,555
当期末残高	412	717	9,049	17,638	122,453	14,748	561,467

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：41社

主要な連結子会社の名称：(株)フジテレビジョン、(株)サンケイビル、(株)ポニーキャニオン

(株)AGホテルマネジメントと(株)Fuji Culture Xは重要性が増したため、当期首より非連結子会社から連結子会社に変更しました。

SKB USA,LLCは、2025年5月にSankei Investor 1090,LLC.を設立したため、同社を連結子会社に追加しました。

SKB Portland LLCは、2025年6月に清算が終了したため、同社を連結子会社から除外しました。

(株)フジミックは、2025年10月に(株)Fuji Culture Xを吸収合併し、(株)フジ・ネクステラ・ラボに社名変更しました。

(2) (株)エフシージー総合研究所、(株)フジサンケイエージェンシー等の非連結子会社44社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数：2社

主要な会社等の名称：(株)エフシージー総合研究所、(株)フジサンケイエージェンシー

(2) 持分法適用の関連会社の数：28社

主要な会社等の名称：関西テレビ放送(株)、(株)WOWOW

(株)サンケイビルは、2025年5月にIKD HOLDING 17PTE.LTD.に出資したため、同社を持分法適用関連会社としました。

Sankei Investor 1090,LLC.は2025年5月にDuball 1090 VT LLC.に出資したため、持分法適用関連会社としました。

(3) (株)デイヴィッドプロダクション、(株)ポニーキャニオン音楽出版等の子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、一部連結子会社が保有する放送用機械装置の一部の耐用年数は10年であります。

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づいて計上しております。

事業撤退損失引当金……事業の撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

・収益認識

当社グループでは、金融商品に関する会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引や、リース取引に関する会計基準の範囲に含まれるリース取引に係る収益を除き、下記の5つのステップに基づき、顧客との契約において約束した財又はサービスを顧客に移転するという履行義務を充足した時に、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額にて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

・収益の総額と純額表示

顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、顧客との約束が、当該財又はサービスを企業自ら提供する履行義務である場合には本人として収益を対価の総額をもって取引価格とし、当該財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として収益を報酬又は手数料の金額若しくは対価の純額をもって取引価格としていま

す。

当社が取引の当事者であるか、代理人であるかは、約束した財又はサービスを顧客に提供する前に当社が支配しているか否かで判断し、その判断に際しては、契約ごとに以下のような指標を考慮しています。

- ・財又はサービスを提供するという約束の履行に対して主たる責任を有していること
- ・財又はサービスを顧客に提供する前、あるいは財又はサービスに対する支配が顧客に移転した後において、在庫リスクを有していること
- ・財又はサービスの価格の設定において裁量権を有していること

当社グループは認定放送持株会社である当社の下で、傘下の関係会社が放送法に定める基幹放送事業を中心に、「メディア・コンテンツ事業」および「都市開発・観光事業」などを営んでおります。

1.メディア・コンテンツ事業

「メディア・コンテンツ」事業では、主として放送法に定める基幹放送、放送番組・映画・アニメ・イベント等の製作、映像・音楽ソフトの販売、音楽出版などの「放送および放送関連事業」、テレビ通販、カタログ通販、ECサイト運営などにおける「通信販売事業」、広告などの「その他事業」を営んでおります。

①放送および放送関連事業

地上波テレビ放送を中心とした放送事業では、視聴者（または聴取者）に番組や広告が放送された時点（オンエア基準）で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益認識しています。

放送番組、映画、アニメ、音楽等コンテンツの権利許諾および販売等を行う放送関連事業では、主に、顧客に対する権利許諾の内容に応じて、知的財産を使用する権利に当たるものはライセンス許諾開始時に、知的財産にアクセスする権利に当たるものはライセンス期間に亘って収益を認識しています。また、当該ライセンスの供与のうち、契約相手先の売上収益等を基礎に算定される売上高および使用量ベースのロイヤルティ収入については、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、契約上のロイヤルティレートに基づき得られると見込まれる金額に基づき、収益として認識しています。

②通信販売事業

テレビ通販、カタログ通販、ECサイト運営などの通信販売事業では、顧客に商品を納品した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品を出荷した時点で収益認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から、値引および返品などを控除した金額に基づき、収益として認識しています。

③その他事業

各種媒体への広告出稿を取扱う広告事業では、媒体に広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益認識しております。なお、広告収入は、主として代理人としての性質が強いと判断していることから、提供するサービスに対する報酬として顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額により収益の額を算定しております。

取引価格は契約により決定され、重要な金融要素は含んでおりません。また、通常、履行義務を

充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、別途定める支払条件により概ね6か月以内に受領しています。

2.都市開発・観光事業

「都市開発・観光事業」では、ビル賃貸、不動産取引などの「都市開発事業」、ホテルリゾート運営などの「観光事業」を営んでおります。

①都市開発事業

分譲マンションや投資家向け不動産商品等の不動産販売に関しては、顧客に物件を引き渡した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益認識しています。

オフィスビル等の不動産賃貸に関しては、リース会計基準等に従い、契約期間に亘って収益を認識しております。

②観光事業

ホテルリゾート等の運営を行う観光事業では、顧客がホテルおよび海洋レジャー施設等を利用し、サービスの提供が完了した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益認識しています。

取引価格は契約および宿泊約款等により決定され、重要な金融要素は含んでおりません。不動産販売においては、通常、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引き渡し時に残代金の支払を受けております。不動産賃貸においては、通常、翌月分の賃貸料を当月末に受領しております。観光事業においては、通常、顧客のホテル出発時または海洋レジャー施設の入館時において、顧客に対して代金を請求し、受領しております。

- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

銀行借入をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段としております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしており、投機目的で利用するものではありません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしており、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し

ております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、発生原因に応じ20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。ただし、重要性のないものについては発生年度に全額償却しております。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました、「営業外収益」の「負ののれんの償却額」(当連結会計年度37百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他営業外収益」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「特別損失」の「その他特別損失」に含めていた「固定資産除却損」(前連結会計年度1,327百万円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. アニメ制作に係るその他流動資産（前払費用）の評価（メディア・コンテンツ事業）

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 売上原価(評価損)6,347百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(株)ポニーキャニオンが計上したものであり、その概要は以下の通りです。

①算出方法

アニメ制作に係る前払費用の評価については、アニメ作品の放映、配信等の各チャンネルから期待される収支を、現在の契約状況や市場状況、ならびに直近の類似作品の実績に基づき合理的に見積っております。将来の回収見込額の総計と、当該作品に係る総投資額を比較し、回収見込額が総投資額を下回ると判断される場合には、その差額を当連結会計年度の売上原価に計上しております。

②主要な仮定

将来の回収見込額の算定において、市場状況を考慮し、過去作品のヒット状況や直近の類似作品の収益動向を反映した作品別収益予測を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は不確定であり、収支予測に基づいた回収可能額の見積もりが含まれているため、今後の市場状況の変化や、作品のヒット予測等の前提条件に重要な変化があった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産評価損（都市開発・観光事業）

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 194百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額相当額よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得価額相当額と当該正味売却価額との差額を当連結会計年度の費用として処理しております。正味売却価額は、分譲マンションについては販売計画に基づく販売見込額から発生原価見込額及び販売経費等見込額を控除した金額、投資家向け不動産商品については事業計画に基づく安定稼働期のNOI（Net Operating Income、減価償却費控除前営業利益）をキャップレートで割引した金額から発生原価見込額及び販売経費等見込額を控除した金額と必要に応じて不動産鑑定士による評価額も参考にしたうえで算出しております。

②主要な仮定

分譲マンションの正味売却価額を算出するにあたっての主要な仮定は、販売見込額、発生原価見込額及び販売経費等見込額であり、販売見込額は過去の実績や物件近隣エリアの市況を、発生原価見込額は過去の実績や市況を、販売経費等見込額は直近の対売上高経費比率実績を参考に、一定の仮定を設定しております。

投資家向け不動産商品の正味売却価額を算出するにあたっての主要な仮定は、安定稼働期のNOIを算

出するための賃料水準（ホテルの場合はADR（客室平均単価））及び稼働率、発生原価見込額並びにキャップレートであり、賃料水準（ホテルの場合はADR）及び稼働率は過去の実績や物件近隣エリアの市況を、発生原価見込額は過去の実績や市況を、キャップレートは近隣エリアの同種物件の直近市況を参考に、一定の仮定を設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、賃料水準（ホテルの場合はADR）及び稼働率の低下、キャップレート及び原価の上昇並びに販売市況の変容が想定以上に生じた場合、翌連結会計年度以降に評価損を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 299,688百万円
2. 当連結会計年度までに取得した固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、建物及び構築物264百万円、機械装置及び運搬具314百万円、その他有形固定資産120百万円、ソフトウェア1百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。
3. 担保に供している資産
連結子会社が、投資有価証券6,375百万円および定期預金102百万円を主として出資先企業の借入金の担保等として金融機関に差し入れております。

4. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金、営業上の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

従業員等	16百万円
NEON JAPAN(株)	81百万円
合同会社エス・ケー・ビー2号	2,950百万円
合計	3,047百万円

(注) 上記の他、非連結子会社の不動産賃貸借契約2件及び運営管理委託契約1件について、債務保証を行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数
 普通株式 169,123,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,260	25	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月10日 取 締 役 会	普通株式	5,261	25	2025年9月30日	2025年12月9日

- (2) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	14,538	100	2026年3月31日	2026年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入や社債発行で調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、主に金利変動リスクを回避するために必要な範囲で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは当該リスクに関して、取引先管理規程に従い、営業債権について各部門において主要な取引先の状況を定期的に把握し、取引相手ごとに与信限度額の設定を行い、期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券は、主に一時的な余資の運用を目的とした債券および取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に当社グループの設備投資、借入金返済、長期投融資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき資金管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、一部の連結子会社で借入金金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の契約は資金管理部門にて行われており、その種類および取引金額は社内規程に基づく決裁を得た後、取締役会等において報告されており、取引状況および取引残高は資金管理部門が管理しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券および投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,233	1,643	△590
関係会社株式	12,777	7,379	△5,397
その他有価証券	261,073	261,073	—
資産計	276,083	270,095	△5,988
(1)社債	22,000	20,962	△1,037
(2)長期借入金	348,059	310,166	△37,893
負債計	370,059	331,128	△38,930

(*1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、「(1)有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	143,680
組合出資金等	25,090

注1. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	83,536	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	99,201	—	—	—
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券(公社債)	—	142	13	2,078
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)	51,700	—	3	500
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	21,000	—	782	—
合計	255,437	142	798	2,578

注2. 社債、長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	245,075	—	—	—	—	—
社債	—	—	20,000	—	—	2,000
長期借入金	32,502	41,329	74,886	55,807	87,976	55,557
合計	277,577	41,329	94,886	55,807	87,976	57,557

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	185,084	—	—	185,084
国債・地方債等	344	—	—	344
社債	—	45,659	—	45,659
債券その他	—	5,992	—	5,992
その他	2,899	21,091	—	23,991
資産計	188,329	72,744	—	261,073

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	53	—	—	53
社債	—	1,589	—	1,589
関係会社株式	7,379	—	—	7,379
資産計	7,432	1,589	—	9,022
社債	—	20,962	—	20,962
長期借入金	—	310,166	—	310,166
負債計	—	331,128	—	331,128

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式、国債および社債は金融機関等から入手した相場価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債(一年内償還予定分を含む)

当社の発行する社債の時価は、金融機関から入手した市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(一年内返済予定分を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金の時価については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京や大阪等において賃貸用のオフィスビル、商業施設等（土地を含む）を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）
410,530	476,114

注1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2. 当連結会計年度末における時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の大型物件については社内の不動産鑑定士による不動産鑑定評価、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算出した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,838円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円85銭 |

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 事業 (注)	合計
	メディア・ コンテンツ事業	都市開発・ 観光事業	計		
放送および放送関連事業	263,394	－	263,394	－	263,394
通信販売事業	43,012	－	43,012	－	43,012
都市開発事業	－	120,339	120,339	－	120,339
観光事業	－	47,552	47,552	－	47,552
その他事業	43,416	－	43,416	7,189	50,606
顧客との契約から生じる収益	349,823	167,891	517,714	7,189	524,904
その他の収益	52	24,967	25,020	1,939	26,960
外部顧客への売上高	349,876	192,859	542,735	9,129	551,865

(注) 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣、動産リース、ソフトウェア開発等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	10	0
電子記録債権	682	667
売掛金	65,884	93,303
	66,576	93,971
契約資産	3,230	4,878
契約負債	8,125	11,630

契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,467百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、36,191百万円であります。当該履行義務は、主に都市開発事業における工事請負契約に関するものであり、期末日後1年以内に約35%、残り約63%がその後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(その他の注記)

減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所等	用途	種類	金額 (百万円)
(メディア・コンテンツ事業) ㈱ポニーキャニオン 東京都港区	事業用資産	建物及び構築物、ソフトウェア等	854
(メディア・コンテンツ事業) ㈱ビーエスフジ 東京都港区	事業用資産	機械装置及び運搬具	378
(都市開発・観光事業) ㈱サンケイビル 埼玉県鶴ヶ島市他	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 土地等	1,313
(都市開発・観光事業) ㈱グランピスタホテル&リゾート 北海道苫小牧市他	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	212

※数値は連結調整後の数値です。また、上記の他、都市開発・観光事業で123百万円、その他事業で1百万円の減損損失を計上しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

メディア・コンテンツ事業の㈱ポニーキャニオンの営む事業においては、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、特定の興行施設およびそれ以外の事業用資産でグルーピングを行い、減損損失の検討を行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物634百万円、機械装置及び運搬具5百万円、その他有形固定資産68百万円、ソフトウェア145百万円、その他無形固定資産0百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値によっており、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能価額をゼロとして評価しております。

メディア・コンテンツ事業の㈱ビーエスフジの営む事業においては、全ての事業用資産を単一の資産としてグルーピングを行っておりますが、事業撤退等の意思決定を行っている資産等については、他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングし、減損損失の検討を行っております。当連結会計年度において、BS4K放送事業の撤退を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械装置及び運搬具378百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値によっており、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能価額をゼロとして評価しております。

都市開発・観光事業の㈱サンケイビルにおいては、事業用資産については個別の物件ごとにグルーピングを

行い減損損失の検討を行っております。当連結会計年度において、保有目的を変更した資産グループ、建替えを決定した資産グループ及び売却方針を決定した資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物963百万円、機械装置及び運搬具12百万円、土地102百万円、その他有形固定資産6百万円、その他投資228百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による評価額又は売却見込額を使用しており、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能価額をゼロとして評価しております。

都市開発・観光事業の(株)グランビスタホテル&リゾートにおいては、事業用資産については管理会計上の事業所区分別にグルーピングを行い減損損失の検討を行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物111百万円、機械装置及び運搬具58百万円、土地13百万円、その他有形固定資産24百万円、ソフトウェア4百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスである場合は回収可能額は零と算定し、プラスである場合は、7.06%の割引率で計算しております。

計算書類

貸借対照表(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	118,519
現金及び預金	46,609
有価証券	69,652
前払費用	113
その他流動資産	2,144
固定資産	622,663
有形固定資産	52,227
建物	27,800
工具器具備品	2,226
土地	22,186
建設仮勘定	14
無形固定資産	19
ソフトウェア	19
投資その他の資産	570,416
投資有価証券	183,593
関係会社株式	376,926
その他の関係会社有価証券	6,203
長期貸付金	2,796
前払年金費用	12
その他投資	911
貸倒引当金	△27
資産合計	741,183

科目	金額
負債の部	
流動負債	347,233
未払金	374
未払費用	759
未払法人税等	13,249
前受金	488
預り金	102,289
短期借入金	230,000
その他流動負債	71
固定負債	69,804
社債	20,000
繰延税金負債	45,130
退職給付引当金	27
預り保証金	4,639
その他固定負債	6
負債合計	417,037
純資産の部	
株主資本	238,726
資本金	146,200
資本剰余金	33,664
資本準備金	33,664
利益剰余金	134,750
利益準備金	4,385
その他利益剰余金	130,364
別途積立金	98,300
繰越利益剰余金	32,064
自己株式	△75,888
評価・換算差額等	85,419
その他有価証券評価差額金	85,419
純資産合計	324,145
負債・純資産合計	741,183

損益計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		12,274
営業費用		9,086
営業利益		3,187
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,829	
投資事業組合運用益	871	
雑収入	61	4,762
営業外費用		
支払利息	1,383	
投資事業組合運用損	113	
自己株式取得費用	117	
雑損失	4	1,619
経常利益		6,330
特別利益		
投資有価証券売却益	46,576	
固定資産売却益	12	
その他	2	46,591
特別損失		
固定資産除却損	182	
その他	8	190
税引前当期純利益		52,730
法人税、住民税及び事業税	13,868	
法人税等調整額	△871	12,996
当期純利益		39,733

株主資本等変動計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	146,200	173,664	17	4,385	98,300	70,821
当期変動額						
剰余金の配当						△10,522
当期純利益						39,733
資本準備金からその他資本 剰余金への振替		△140,000	140,000			
自己株式の取得						
自己株式の処分			58			
自己株式の消却			△208,044			
その他資本剰余金の負の残 高の振替			67,968			△67,968
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	△140,000	△17	-	-	△38,756
当期末残高	146,200	33,664	-	4,385	98,300	32,064

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△34,942	458,447	110,658	569,106
当期変動額				
剰余金の配当		△10,522		△10,522
当期純利益		39,733		39,733
資本準備金からその他資本 剰余金への振替		－		－
自己株式の取得	△249,045	△249,045		△249,045
自己株式の処分	55	113		113
自己株式の消却	208,044	－		－
その他資本剰余金の負の残 高の振替		－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△25,239	△25,239
当期変動額合計	△40,945	△219,720	△25,239	△244,960
当期末残高	△75,888	238,726	85,419	324,145

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産…………… 定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結計算書類と異なります。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	2,129百万円
長期金銭債権	2,796百万円
短期金銭債務	102,399百万円
長期金銭債務	4,547百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 95,007百万円
3. 当事業年度までに取得した有形固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、構築物106百万円、工具器具備品99百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業収益	12,274百万円
営業費用	1,374百万円
営業取引以外の取引高	833百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の総数	
普通株式	23,736,151株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	706百万円
投資有価証券評価損	6,377
組織再編に伴う関係会社株式	12,240
減損損失	4,405
その他	283
繰延税金資産小計	24,014百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,820
繰延税金資産計	1,194百万円

(繰延税金負債)

組織再編に伴う関係会社株式	4,444百万円
その他有価証券評価差額金	38,600
譲渡損益調整勘定	3,020
その他	259
繰延税金負債計	46,325百万円
繰延税金負債の純額	45,130百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱フジテレビジョン	東京都港区	8,800	テレビ放送業	所有直接100%	建物の賃貸 役員の兼任	賃料の受取	4,658	前受金 預り保証金	430 3,924

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

建物の賃貸は本社建物に係るものであり、近隣の取引実勢に基づいて金額を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,229円54銭
- 1株当たり当期純利益 197円86銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木克子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤田英之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鈴木克子
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、2025年6月25日をもって監査等委員尾上規喜氏、和賀井隆氏、茂木友三郎氏、清田瞭氏、伊東信一郎氏が退任いたしました。また、監査等委員柳沢恵子氏、森山進氏、花田さおり氏、石戸奈々子氏は2025年6月25日付で就任いたしました。就任前の期間における監査事項につきましては監査等委員会事務局より説明を聞くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人の報告を受け、監査いたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。特に、社外取締役である監査等委員は、常勤監査等委員と連携の上、重要な会議（グループ社長会兼グループリスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ経営委員会等）や、取締役・執行役員との意見交換、子会社往査等への陪席に努め、多様な視点での監査を実施しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、協議を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

内部監査については、内部監査部門より監査計画の説明を受け、実施した監査について定期的に説明を受けました。さらに、監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員会、会計監査人、内部監査関連部署が三様監査において報告と情報交換を行いました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、以下の事実を除き認められません。
昨年9月に社内の経費精算ガイドラインのチェック機能により、当時取締役の不適切な経費精算の疑義が認められ、監査等委員会が主導し財経局と外部専門家が調査を進めた結果、当時の取締役が事実と異なる経費精算を行っていたことが明らかになりました。なお、当該取締役は上記事実を認め、すでに辞任し、その弁済をしています。調査結果を踏まえ、監査等委員会として、再発防止策の実施・定着状況について注視してまいります。また上記経緯に関しては、適時に開示してきたことが認められます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 柳 沢 恵 子

監 査 等 委 員 森 山 進

監 査 等 委 員 花 田 さおり

監 査 等 委 員 石 戸 奈々子

(注) 監査等委員森山進、花田さおり及び石戸奈々子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

本株主総会におきまして、お土産のご用意および軽食のご提供はございません。

株主総会会場 ご案内図

日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

会場 東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社フジ・メディア・ホールディングス
フジテレビ本社ビル オフィスタワー22階フォーラム



交通

ゆりかもめ 「台場駅」 (新橋駅から14分) 下車 徒歩約3分
(豊洲駅から16分)

りんかい線 「東京テレポート駅」 (新木場駅から7分) 下車 徒歩約10分
(大崎駅から11分)

当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

株式会社 **フジ・メディア・ホールディングス**

〒137-8088 東京都港区台場二丁目4番8号

<https://www.fujimediahd.co.jp/>